青森県報

第三千九百八十号
平成二十七年四月八日（水曜日）

目　次

告　示

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……（保健衛生課）…一
○障害福祉サービス事業者の指定……（障害福祉課）…二
○保安林の指定予定……（林　政　課）…三

公　告

○大規模小売店舗の変更の届出……（商工政策課）…三
○右　同……（　同　）…四

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…（事　務　局）…五

公安委員会

○警備員等の検定の実施……（保　安　課）…五

告　示

青森県告示第二百五十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年四月八日

青森県知事　三　村　申　吾

一　主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二　研修及び講習の名称
1　研修
平成二十七年度青森県クリーニング師研修（第一型）
2　講習
平成二十七年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第一型）

三　開催日時及び場所
1　研修

日　時	場　所
平成二十七年七月十二日（日） 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成二十七年七月二十六日（日） 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジーセンター
平成二十七年八月三十日（日） 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル
平成二十七年九月十三日（日） 午後一時から午後五時まで	青森市堤町一丁目一の二三 ホテル青森

2　講習

日　時	場　所

平成二十七年七月十二日（日） 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成二十七年七月二十六日（日） 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジーセンター
平成二十七年八月三十日（日） 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二の七 はねやホテル

四　受講対象者

１　研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

２　講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

五　受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六　受講料

１　研修受講料　五千円

２　講習受講料　四千五百円

青森県告示第二百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年四月八日

青森県知事　三　村　申　吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社サンライズ	五所川原市大字姥萢字桜木二五	就労移行支援	五所川原市大字湊字船越三一一	平成二七・四・一	
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字八太郎山一〇の八一	生活介護	弘前市大字百沢字東岩木山三一三八の二	〃	
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	共同生活援助事業	弘前市大字百沢字東岩木山三一三八の二	〃	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	就労継続支援Ａ型	三沢市大字三沢字堀口一六四の一	〃	
社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の一四	共同生活援助	十和田市西二一番町二一の一二	〃	
社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	生活介護	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九一	〃	
株式会社駒のまほろば	南津軽郡大鰐町大字居土字宮本四九の四	共同生活援助	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田三五の八	〃	
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	共同生活援助	上北郡東北町上北一丁目三四の二三九	〃	
特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	自立訓練（生活訓練）	弘前市大字松原西三丁目八の九	〃	
特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	就労移行支援	弘前市大字松原西三丁目八の九	〃	
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	居宅介護	弘前市大字三和字川合五九の一六	〃	
有限会社トライアルさひ	五所川原市大字姥萢字桜木二五	就労移行支援	五所川原市大字湊字船越三一一	平成二七・四・一	
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字八太郎山一〇の八一	生活介護	弘前市大字百沢字東岩木山三一三八の二	〃	
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八一	共同生活援助事業所大石の里	弘前市大字百沢字東岩木山三一三八の二	〃	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	Ｃａｆｅ４	三沢市大字三沢字堀口一六四の一	〃	
社会福祉法人北心会	十和田市西二十一番町六の一四	グループホーム ポプラ ケアハウス	十和田市西二一番町二一の一二	〃	
社会福祉法人常光会	三沢市六川目六丁目二八の六	堀口ひばり苑デイサービスセンター	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九一	〃	
株式会社駒のまほろば	南津軽郡大鰐町大字居土字宮本四九の四	共同生活援助駒のまほろば	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田三五の八	〃	
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字往来ノ下三四	指定共同生活援助事業所グループホームぽぷらのもり太陽上北	上北郡東北町上北一丁目三四の二三九	〃	
特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	〃	
特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	〃	
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字三和字川合五九の一六	〃	

株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	重度訪問介護	ヘルパーステーションなごみの里ひろさき	弘前市大字三和字川合五九の一六	〃
社会福祉法人藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一	短期入所	弘前大清水希望の家	弘前市大字清原三丁目八の一一	〃
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村字新舘添五〇の八	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ａ型事業所りんごっこ	弘前市大字高杉字尾上山九四八の四	〃
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	居宅介護	有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	〃
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	重度訪問介護	有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	〃
有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	同行援護	有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の一二	〃

青森県告示第二百五十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月八日

青森県知事　三　村　申　吾

一　保安林予定森林の所在場所

三戸郡五戸町大字手倉橋字荷軽井沢六一の一

二　保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月八日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもりるいけ店

八戸市南類家三丁目一の一

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 理事長　土嶺彰	生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事　小池伸二	平成二七・六・二

三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日

生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 理事長　土嶺彰	生活協同組合コープあおもり 青森市柳川二丁目四の二二 代表理事　小池伸二	平成二五・六・二
田名部勇悦 八戸市根城五丁目五の二九	—	二四・八・二〇

四　届出年月日

平成二十七年三月二十六日

五　届出書の縦覧

1　場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2　期間

平成二十七年四月八日から同年八月八日まで

3　時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六　意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1　提出期限

平成二十七年八月八日

2　提出先

青森県商工労働部商工政策課

3　記載事項

㈠　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

㈡　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

㈢　意見及びその理由

4　言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月八日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
ホーマックスーパーデポ長苗代店 八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二	DCMホーマック長苗代店 八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二	平成二七・三・一

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱ＵＦＪリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役　白石正

三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
ホーマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役　石黒靖規	DCMホーマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役　石黒靖規	平成二七・三・一

四　届出年月日

平成二十七年三月二十七日

五　届出書の縦覧

1　場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2　期間

平成二十七年四月八日から同年八月八日まで

3　時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六　意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1　提出期限
　平成二十七年八月八日
2　提出先
　青森県商工労働部商工政策課
3　記載事項
　㈠　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
　㈡　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
　㈢　意見及びその理由
4　言語
　意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月八日

青森県選挙管理委員会委員長　柿崎光顯

二の表中

「

くろまつ	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八

」を

「

くろまつ	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八
特別養護老人ホーム能舞の里	〃　東通村大字砂子又字桑原山一の一〇七

」に改める。

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十七年四月八日

青森県公安委員会委員長　今井高志

一　検定の実施日時及び場所
　1　実施日時
　　平成二十七年七月十一日（土）午前九時から午後五時までの間
　2　場所
　　青森市大字三内字丸山一九八の四　青森県運転免許センター
二　検定を行う警備業務の種別及び級
　検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務　二級
三　検定の定員
　三十人（予定）
四　受検資格
　1　青森県内に住所地を有する者
　2　青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの
五　検定の方法及び内容
　1　方法
　　検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
　2　内容
　　㈠　学科試験
　　(1)　警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。
(3) 車両等の誘導に関すること。
(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(二) 実技試験
(1) 車両等の誘導に関すること。
(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六　検定申請の手続

1　検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間
平成二十七年五月二十五日（月）から同年六月十二日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）

(二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り
検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2　検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所地を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3　申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4　検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）　一通
(二) 営業所に属することを疎明する書面　一通
(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　二葉

5　受検手数料

一万四千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七　検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八　その他

1　検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
2　合格者に対しては、成績証明書を交付する。
3　受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九　検定申請に関する問合せ先

1　青森県警察本部生活安全部保安課
電話〇一七―七二三―四二一一
2　青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭